

第 3 部

関連指針等



1 視覚障害者誘導用ブロック等の敷設について

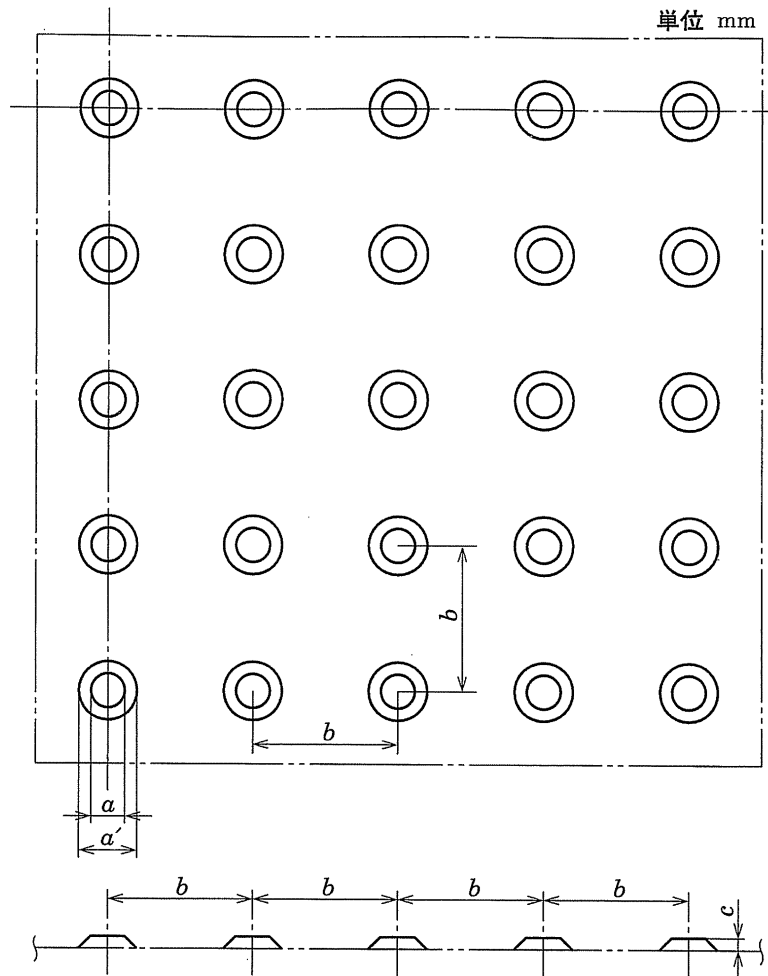
(1) 突起の形状・寸法及びその配列 JIS T 9251

視覚障害者の屋内外での移動を支援するものとして、道路、公共施設、駅等に敷設され広く普及しているが、その形状（足裏を通して情報を伝えるための突起部の形状及び配列）、色、材質等については多様であり、JISでは、突起の形状が標準化された。以下は、JIS T 9251からの抜粋である。

●適用範囲

この規格は、視覚障害者誘導用ブロック等（以下、ブロック等という。）突起断面形状がハーフドーム型の突起の形状・寸法及びその配列について規定する。

a) 点状突起（並列配列）の形状・寸法及びその配列



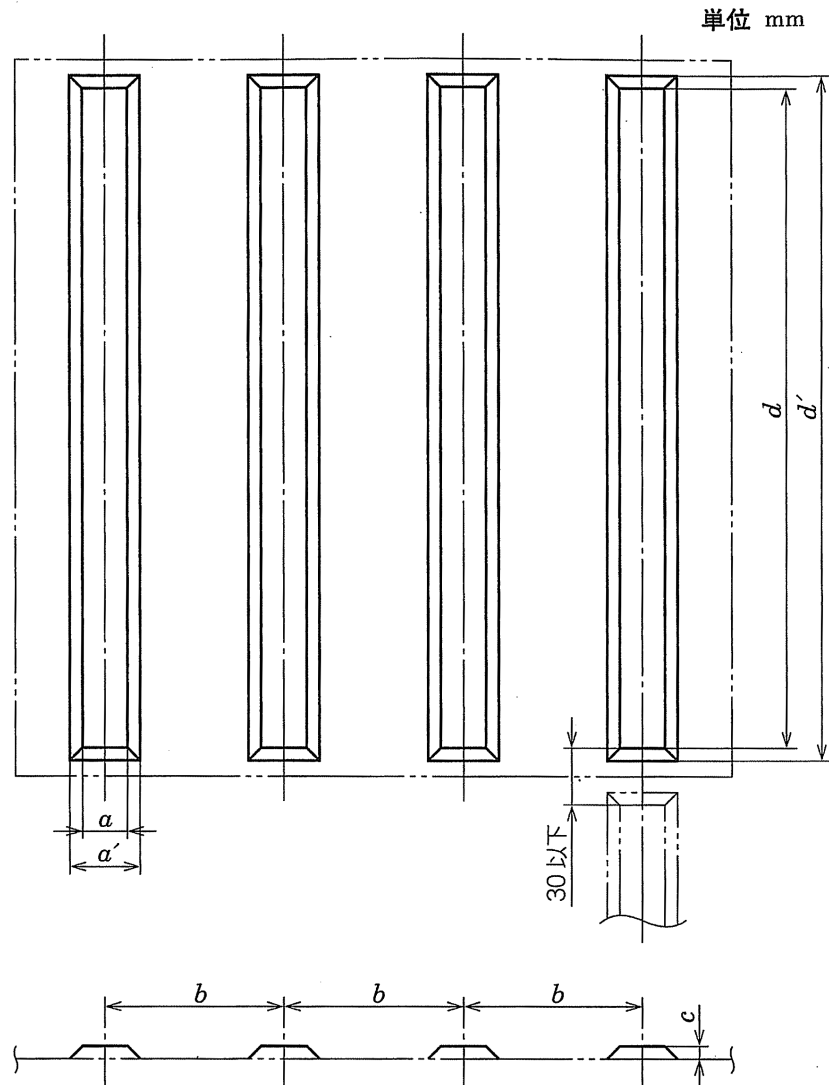
記号	寸法	許容差
a	12	+1.5 0
a'	$a + 10$	
b	55~60*	+1 0
c	5	

注* この寸法範囲でブロック等の大きさに応じて一つの寸法を設定する。

b) 線状突起

線状突起の形状・寸法及びその配列は下図による。ただし、線状突起の本数は4本を下限とし、線状突起を配列するブロック等の大きさに応じて増やす。

線状突起の形状・寸法及びその配列



記号	寸法	許容差
a	17	+1.5 0
a'	$a + 10$	
b	75	+1 0
c	5	
d	270 以上	
d'	$d + 10$	

備考 ブロック等の継ぎ目部分（突起の長手方向）における突起と突起の上辺部での間隔は、30mm 以下とする。

2 社団法人日本エレベーター協会標準

〔1〕車いす兼用エレベーターに関する標準 JEAS-C506A（標改04-3）

1. 適用範囲及び趣旨

本標準は、乗用（人荷共用、非常用エレベーターを含む）及び寝台用エレベーターにおいて、車いす使用者が利用することが可能なかご、出入り口の寸法、及び車いす使用者が利用する際の必要な装置、機能について定めたものである。

この車いす兼用エレベーターは、健常者はもとより、単独で外出できる行動能力を有する車いす利用者を対象としている。

エレベーターの操作方式が群乗合方式、又は群管理方式の場合は、予め定めたグループ中の特定のエレベーター1台、又は隣接する2台のエレベーターを車いす兼用エレベーターとする。

なお、本標準に定める車いす使用者用の装置、機能を部分的に付加したエレベーターは車いす兼用エレベーターとは呼ばない。

【解説】

本標準は、単独で外出できる行動能力を有する車いす使用者が、車いすに乗ったまま、乗降できるようなかご、出入り口の寸法、及び操作しやすいような専用の乗場ボタン、かごボタン等の取り付け位置を定めると同時に、専用ボタンに応答して停止した場合の戸の開いている時間（戸の開放時間）を延長する等、車いす使用者の利用に際し、その安全性を向上させるために必要な諸機能を定めたものである。

群乗合方式又は群管理方式のように複数台のエレベーターを一群として運転管理する方式において、予め定めた特定のエレベーター1台、又は隣接するエレベーター2台を車いす兼用エレベーターとしたのは、下記理由によるものである。

- ① 車いす使用者が待っていた場所より、遠い位置のエレベーターが到着した場合においても、車いす利用者が当該エレベーターへアプローチし、乗り込むための時間を確保するため、グループ中の全エレベーターの戸の開放時間を延長したのでは、エレベーター全体の運転効率は著しく低下する。
- ② 到着したエレベーターが満員で乗れなかった場合、次に到着したエレベーターへのアプローチが難しいことから、車いす使用者にとって、専用の乗場ボタンの呼びに必ず応答する特定のエレベーターの前で待っていたほうが利用しやすいと考えられる。

なお、単独で外出できる行動能力がない車いす使用者の場合は、当然のことながら外出時には介護者が付き添っていることが想定されるので、エレベーターに乗るときにおいても、介護者が添乗することを前提としている。

2. 内容

2. 1 かが寸法は、車いす兼用として使用するのに必要な寸法とする。

(1) 手動車いすで、車いすの寸法が全幅 650mm 以下、全長 1100mm 以下の場合

1) 車いすがかご内で、180° 転回できる仕様の場合、かごの内り最小寸法は、間口 1400mm×奥行 1350mm とする。

2) 車いすがかご内で転回できない仕様の場合、かごの内り最小寸法は、間口 1000mm×奥行 1100mm とする。

(2) 手動車いすで、車いすの寸法が全幅 700mm 以下、全長 1200mm 以下の場合

1) 車いすがかご内で、180° 転回できる仕様の場合、かごの内り最小寸法は、間口 1500mm×奥行 1350mm とする。

2) 車いすがかご内で転回できない仕様の場合、かごの内り最小寸法は、間口 1000mm×奥行 1350mm とする。

(3) 電動車いすの場合

車いすがかご内で転回しないことを前提に、かごの内り最小寸法は、間口 1000mm×奥行 1350mm とする。

【解説】

かが寸法は以下に示す条件を考慮に入れて定めている。

(a) 手動車いすがかご内で 180° 転回できる仕様は、車いす使用者が前進で乗り込み、かご内でその方向を替えて前進で降りることと、車いす使用者の他に何人かの人が同時に乗り合わせる条件とした。

(b) 手動車いすがかご内で転回できない仕様は、車いす使用者が前進（又は後進）で乗り込み、その向きを変えず後進（又は前進）で出ることとし、添乗者または車いす使用者の他に利用者が少なくとも一人同乗できる条件とした。

(c) 電動車いすの場合は、車いす使用者が前進（又は後進）で乗り込み、その向きを変えず後進（又は前進）で降りることとし、添乗者又は利用者が同乗しなくても電動車いすの操作及びエレベーターの操作が単独で行える車いす使用者を前提条件とした。

車いす兼用エレベーターとしては、車いすがかご内で 180° 転回できることが望ましいが、建物の規模等により車いすをかご内で 180° 転回できるかが寸法を有するエレベーターの設置が困難な場合を考慮し、車いす兼用エレベーターの普及促進の見地から前記 (b) 又は (c) の条件も本標準に含めた。又、電動車いすは回転半径が大きく、通常の乗用エレベーターのかごの大きさではかご内で転回することはできない。このため、電動車いすがかご内で 180° 転回できる仕様は、現実的でなく本標準の適用範囲から除外した。

車いすの JIS 規格の寸法を図 1, 2, 3 に示す。最新の JIS 規格（手動車いす：1998 年版、電動車いす：1999 年版）では手動車いす、電動車いすとも、全幅 700mm 以下、全長 1200mm 以下と定めているが、現状では、手動車いす、電動車いすとも、旧 JIS 規格の全幅 650mm 以下、全長 1100mm 以下のものも多く使用されていることを考慮し、(a)~(c) の使用条件で、新、旧 JIS 規

格の車いすに対応することができるエレベーターの機種を表 1 に示す。

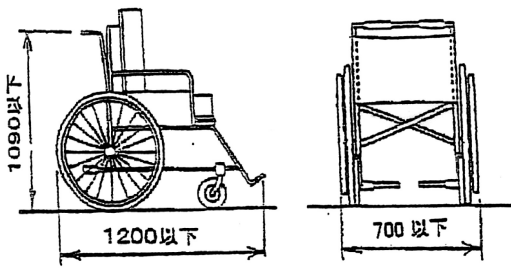


図 1 JIS T9201(1998)手動式車いすの寸法(単位 mm)

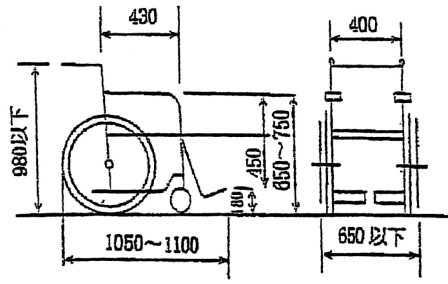


図 2 旧 JIS の手動式車いすの寸法(単位 mm)

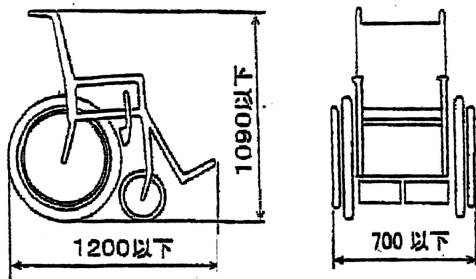


図 3 JIS T9203(1999) 電動車いすの寸法 (単位 mm)

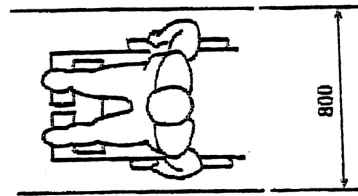


図 4 車いすの通行に要する最小幅(単位 mm)

表 1. 新、旧 JIS 規格の車いすと JIS A4301 で定めるかごサイズとの関係 (単位: mm)

項目		(a) の条件(手動車いす)		(b) (c)の条件(手動、電動車椅子)		
使い方		かご内で車いすの向きを変える		乗り込んだ状態でそのまま出る		
かご寸法 間口(W)×奥行(D)		1500W ×1350D	1400W ×1350D	1000W ×1350D	1000W ×1100D*	
車いす寸法 全幅×全長		700 以下 ×1200 以下	650 以下 ×1100 以下	700 以下 ×1200 以下	650 以下 ×1100 以下	
最小出入口幅		800	800	800	800	
適用機種 (JIS A 4301)	P 型	P-6	—	—	—	—
		P-9	—	—	—	○
		P-11	—	○	○	○
		P-13	○	○	○	○
		P-15	○	○	○	○
	R 型	R-6	—	—	—	○
		R-9	—	—	○	○
	B 型	B-750	—	—	○	○
		B-1000	○	○	○	○

* 約 100mm 幅のかごの蹴込み部分を使用し、旧 JIS 規格の手動車いすを収納可能とした。

(注) ハートビルに基づく利用円滑化基準、利用円滑化経路、及び各地方の条例により設置されるエレベーターは各規定に適合した機種を選択しなければならない。

2.2 エレベーターの出入り口の有効幅は 800mm 以上とする。

【解説】

車いすが支障なく通過することのできる通路幅は、最小限 780mm とされていることと、及び国際障害者シンボルマークの掲示基準を参考にして、本標準ではエレベーター出入口の有効幅を 800mm 以上とした。(図 4)

しかしながら、出入り口の有効幅 800mm が標準の P-11 以下の乗用エレベーター、又は R 型エレベーターにおいて、昇降路の間口が出入り口の有効幅を 900mm とすることが可能な寸法であれば、車いす使用者がエレベーターにスムーズに乗降できるよう、出入り口の有効幅を 900mm とすることが望ましい。

なお、エレベーターが停止し戸開状態のときに、戸の安全装置(セーフティシュー)が出入り口全高に亘り約 10mm 前後突出するが、セーフティシューは出入口を乗客が通過する部分の可動式の安全装置であり、この寸法は出入り口の有効幅の算定に含めないものとする。

2.3 付加仕様

(1) 専用乗車ボタン

各階乗場の出入口には車いす使用者が利用しやすい適当な位置に専用ボタンを設ける。

専用ボタンの呼びによりかごが着床したときは、戸の開放時間を延長する。

(2) かご内専用操作盤

かご内左右の 2 面の側板には車いす使用者が利用しやすい適当な位置に操作盤を設ける。

各操作盤には行先ボタンを設け、又操作盤のうち少なくとも、一面には呼びボタン付きインターホンを取付ける。専用操作盤の行先階ボタンの呼びに応答してかごが着床したときは、戸の開放時間を延長する。

(3) かご内鏡

かご内背面の側板にガラス製、又は金属製の平面鏡を設ける。

(4) 乗降者検出装置

かごの出入口には通常セーフティシューの他、光電式、静電式又は超音波式等で、乗降者を検出し、戸閉を制御する装置を設ける。光電式の場合は光電ビームを 2 条以上設ける。

(5) かご内専用位置表示器

かご内の専用操作盤又はかごの背面側壁のいずれかにかご内専用位置表示器を一面設ける。

(6) 障害者施設用シンボルマーク

車いす兼用エレベーターの専用乗場ボタン、及びかご内専用操作盤の近傍に障害者用施設を表すシンボルマークを設ける。

【解説】

(1) 専用乗場ボタン

一般乗場ボタンとは別に、専用乗場ボタンを設ける。(図 5) この専用乗場ボタンの高さは車いすに乗った人が操作しやすい高さとして、1m 程度を推奨する。また、エレベーターホールは車いすで回転が可能な広さとして 1.5m×1.5m 以上を確保されるべきであり、従って専用乗場ボタンは一面で十分である。

乗場専用ボタンに応答して着床した場合の戸の開放時間は、車いす使用者の乗り込みを考慮して、10 秒程度とすることが望ましい。

(2) かご内専用操作盤

一般乗客用の主操作盤とは別に、以下の各機器を取付けた専用主操作盤、専用副操作盤を設ける。(図 6, 7)

一般乗客用の主操作盤と車いす用専用主操作盤は、インターホンのハウリング等を考慮し、対角の位置にすることが望ましい。(図 8)

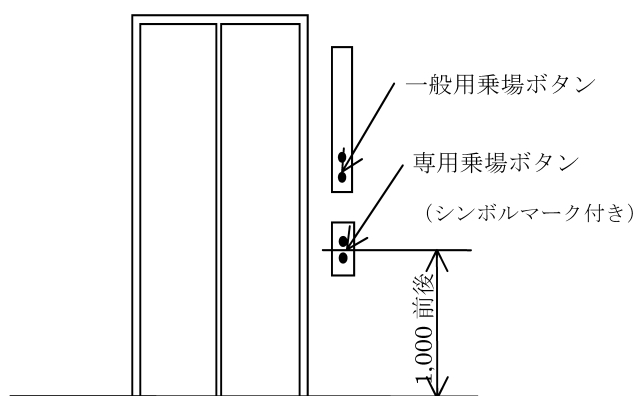


図 5

専用主操作盤：行先ボタン、戸開閉ボタン、
インターホン、インターホン
呼びボタン、かご位置表示灯、
方向灯 (背面側壁に設けない
場合)、シンボルマーク

専用副操作盤：行先ボタン、戸開閉ボタン、シンボルマーク

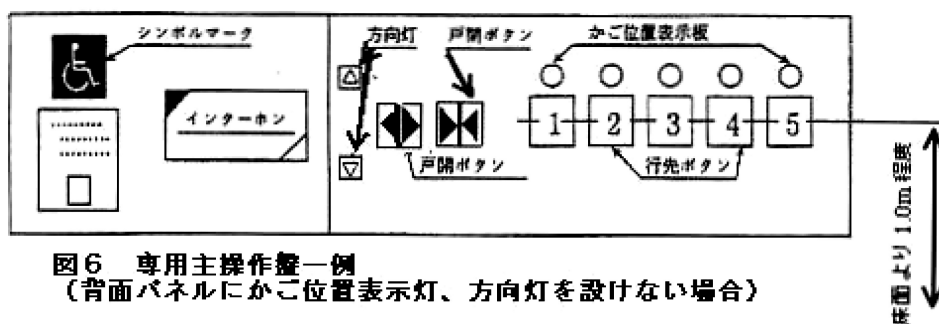


図 6 専用主操作盤一例
(背面パネルにかご位置表示灯、方向灯を設けない場合)

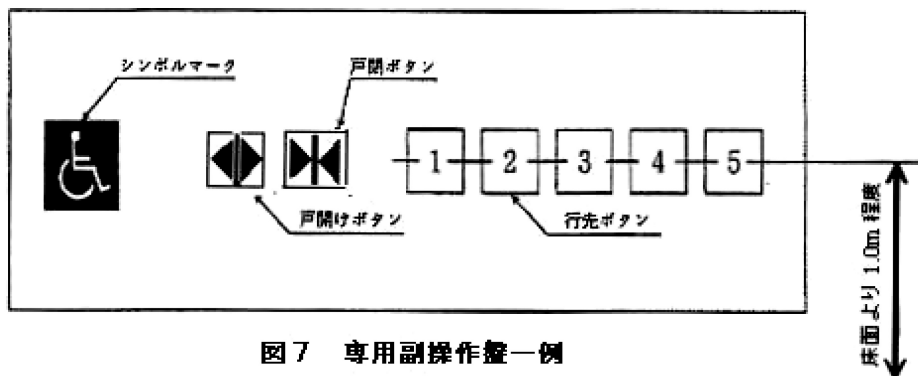


図 7 専用副操作盤一例

なお、専用操作盤の行先ボタンの高さは、車いす使用者が比較的容易に使用できるように一番高いもので床面上 1.5m 以下にすべきであり、同ボタンに応答して停止した場合の戸の開放時間は 10 秒程度とすることが望ましい。

専用主操作盤、専用副操作盤に新たに戸閉ボタンを取り付けたのは、車いす使用者が自ら戸閉めを促進したい場合があり、操作性及び運転効率の向上を図るためである。

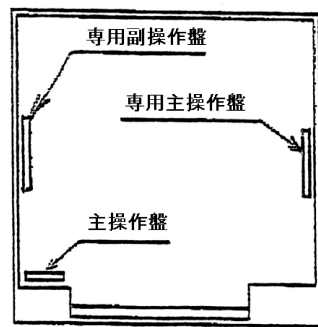


図8 かが内操作盤配置例



図9 シンボルマーク

(3) かが内鏡

かが内鏡は、かがに前進で乗り込んだ車いす使用者が戸の開扉状態、出入口の足元、及び他の利用者の有無等を確認するために設置するものであり、ガラス製（合わせガラス又は線入りガラス）又は金属製の平面鏡とする。車いす使用者が前進で乗り込んで、後進で出る場合は出入口の足元を見やすくしておく必要があることを考慮し、鏡の大きさは、幅 0.5m～0.7m 以上、鏡の下端は床面から 0.5m 程度、上端は床面から 1.9m 程度とする。鏡の下端の高さを床面から 0.5m としたのは、車いすのフットレスト等が鏡面に当たることによる、鏡の損傷を防止するためである。

なお、展望用エレベーター、2 方向出入口のエレベーター、あるいはトランク付きエレベーターの場合は、上記平面鏡と同等以上の視角を確保できる合成樹脂製等の凸面鏡、平面鏡等とし、取付位置は鏡を設ける目的を満足する位置とする。

(4) 乗降者検出装置

かごには通常セーフティシユールが設けられているが、さらに車いす使用者の安全を図るために光電式、静電式、又は超音波式等のいずれかの乗降者検出装置を設ける。光電式は、光電ビームを 2 条以上設置する方式とする（マルチビーム方式でも可）。光電ビームを 2 条設置する場合の取付け高さは、車いす使用者の足の先端部及び大腿部を対象とし、その高さは床面より 0.2 m 及び 0.6m 前後とする。非常用エレベーターを兼用する場合、乗降者検出装置は「JEAS-A505 非常用エレベーターの使用機器仕様に関する標準」に基づき非常運転時には不感とする。（ただし、セーフティシユールは呼び戻し運転中は有効）

(5) かが内専用位置表示器

かが位置表示器は、かが内の専用主操作盤又は背面側壁のいずれかに一面設ける。

(6) 障害者施設用シンボルマーク

専用乗場ボタン、かが内専用主・副操作盤には図 9 に示す障害者施設用シンボルマークを取付け、一般利用者及び車いす使用者の適切な利用を促す。

なお、以前の標準では、「車いす使用の方はシンボルマーク付きの操作盤をご利用下さい。」「電動車いすでは利用できない場合があります。係員にご相談下さい。」という案内表示の利用名板を取り付けることにしていたが、以下の理由により、利用名板の設置は推奨しないことに変更した。

- 1) 障害者用シンボルマーク自体が世の中に浸透してきており、あえて障害者施設用シンボルマーク付きの操作盤の使用を促す必要性がなくなっている。
- 2) 一般的普及している JIS サイズの車いすが収納可能である。

その他、車いす使用者及び高齢者に配慮した設備について記載する。

- 1) 高齢者あるいは目の不自由な方への配慮としては、床上 0.8m 程度の位置に手すりを設けることが考えられる。但し、大きさに余裕のないかがサイズでは、手すりを取り付けることによって車いす使用者が移動する際のスペースが制限され、かえって使いづらくなることがあるので設置計画においては十分に考慮すること。
- 2) エレベーターホールに至る通路幅は 0.9m 以上の確保が望ましい。又、乗降ロビーの大きさについて、ハートビル法（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律）では、その幅及び奥行寸法を、利用円滑化基準として 1.5m 以上、利用円滑化誘導基準としては 1.8m 以上と定めている。
- 3) かが内の防犯や事故時の安全確保のため、防火区画上支障のない限り、乗場戸及びかが戸にかが内が確認できるガラス窓を設置することが望ましい。窓を付ける場合、乗場戸窓は J EAS-006 に、かが戸の窓は J EAS-BOO3 に準拠したものとすること。

3. 適用時期

本標準は平成 16 年 10 月以降に工場出荷するエレベーターより適用することとするが、それ以前に出荷するものに適用してもよい。

〔2〕視覚障害者兼用エレベーターに関する標準 JEAS-515E（標改04-3）

1. 適用範囲及び趣旨

本標準は、乗用(人荷共用、非常用エレベーターを含む)及び寝台用エレベーターにおいて、視覚障害者が利用する際の必要な装置、機能について定めたものである。

この視覚障害者兼用エレベーターは、健常者はもとより、単独で外出できる行動能力を有する視覚障害者を対象としている。

エレベーターの操作方式が、群乗合方式または群管理方式の場合は、予め定めたグループの中の特定のエレベーター1台、又は隣接する2台のエレベーターを視覚障害者兼用エレベーターとする。

なお、本標準に定める視覚障害者用の装置、機能を部分的に付加したエレベーターは視覚障害者兼用エレベーターとは呼ばない。

【解説】

本標準は、単独で外出できる行動能力を有する視覚障害者を対象として配慮すべき仕様を示したものである。

群乗合方式または群管理方式のように複数台のエレベーターを一群として運転管理する方式において、予め定めた特定のエレベーター1台、又は隣接するエレベーター2台を視覚障害者兼用エレベーターとしたのは、下記理由によるものである。

- ① 視覚障害者にとって複数台のエレベーターのうち、どのエレベーターが到着したかを判断することが困難であると思われること。
- ② グループ内の離れた位置の運行方向の異なる複数台のエレベーターが同時に到着した場合、音声により到着したエレベーターの運行方向を案内しても、視覚障害者にとってどちらのエレベーターが行きたい方向のエレベーターを識別することが困難と思われること。
- ③ 到着したエレベーターが満員で、乗れなかった場合、次に到着したエレベーターを識別し、当該エレベーターへのアプローチが困難と予想され、視覚障害者にとっては専用乗場ボタンの呼びに必ず応答する特定のエレベーターの前で待っていたほうが利用しやすいと考えられる。

又、建物側の配慮として視覚障害者がエレベーターを利用しやすいように通路に誘導・警告ブロックを設けるなどが望ましい。

2. 内容

2.1 乗場設備

(1) 注意銘板

乗場にはエレベーターを使用する際の注意事項を点字で記載した注意銘板を設置する。

(2) 乗場ボタン

単独設置のエレベーターの場合は、一般乗場ボタンと兼用する。群乗合方式または群管理方式のエレベーターの場合は、一般乗場ボタンとは別に専用ボタンを設ける。

乗場ボタンは押しボタンとする。静電式タッチボタン等ストロークのないボタンの使用は不可とする。なお、車いす兼用エレベーターと視覚障害者兼用エレベーターを併用する場合、車いす専用ボタンと視覚障害者用ボタンの兼用は不可とする。

(3) 運転方向および階床名の標示

運転方向および階床名を示す点字標示を乗場ボタンに近接し、かつ容易に認識できる位置に設ける。ただし、ボタンが上下を示す形状のものである場合は運転方向を示す点字標示は設けなくてもよい。

【解説】

(1) 注意銘板

乗場には、視覚障害者の安全に配慮し図1の例に示す注意銘板を取り付ける。

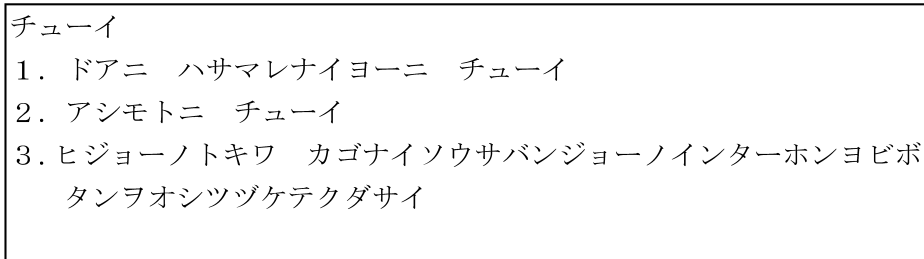


図1. 注意銘板の例

(2) 乗場ボタン

① ボタンと点字標示、取り付け位置

視覚障害者が利用する乗場ボタンは、登録されたことが認識しやすいようにストロークのある押しボタンとし、専用乗場ボタンは、視覚障害者が立ち姿勢で押しやすいよう、その取り付け高さは一般乗場ボタンと同じ高さとする。車いす兼用エレベーターと視覚障害者兼用エレベーターを併用する場合、車いす専用ボタンと視覚障害者用ボタンの兼用を不可としたのは、車いす専用ボタン取り付け位置が低く、視覚障害者にとって押しにくいからである。静電式タッチボタン等ストロークのないボタンは、誤って登録する可能性が高いので不可とする。

② 群乗合方式または群管理方式のエレベーターの乗場ボタン

単独設置エレベーター又は隣接して設置された2台の群乗り合い方式のエレベーターでは、一般の乗場ボタンと視覚障害者用の乗場ボタンは兼用とするが、1群3台の群乗り合い方式又は1群3台以上の群管理方式の場合は、予め定めた視覚障害者兼用エレベーターの出入口に、一般の乗場ボタンとは別に視覚障害者専用の乗場ボタンを設ける。これは、前項の解説①～③の問題点を解決するため、視覚障害者専用乗場ボタンの呼びに対し、必ず予め定めた視覚障害者兼用エレベーターを応答させるためである。(図2参照)

(3) 運転方向及び階床名の標示

乗場ボタンには、図3の例に示す点字標示を取り付ける。

ボタン自体に点字標示すると、誤って登録する恐れがあるので望ましくない。

点字標示の取付位置は、原則として押しボタンの左側とする。また、左側に取付けが出来ない時は押しボタンの上側に取り付けることが望ましい。

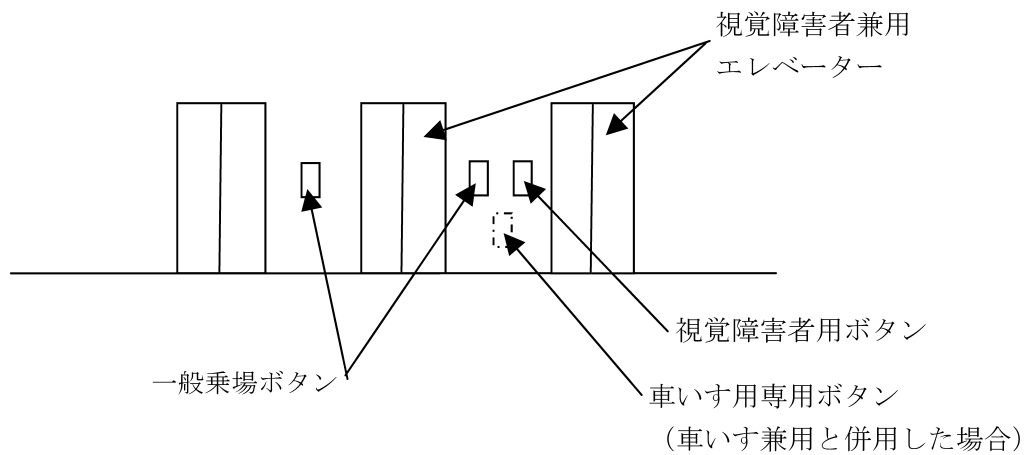


図2
視覚障害者兼用エレベーターの
乗場ボタン取り付け例
(3台1群の群乗り合いの場合)

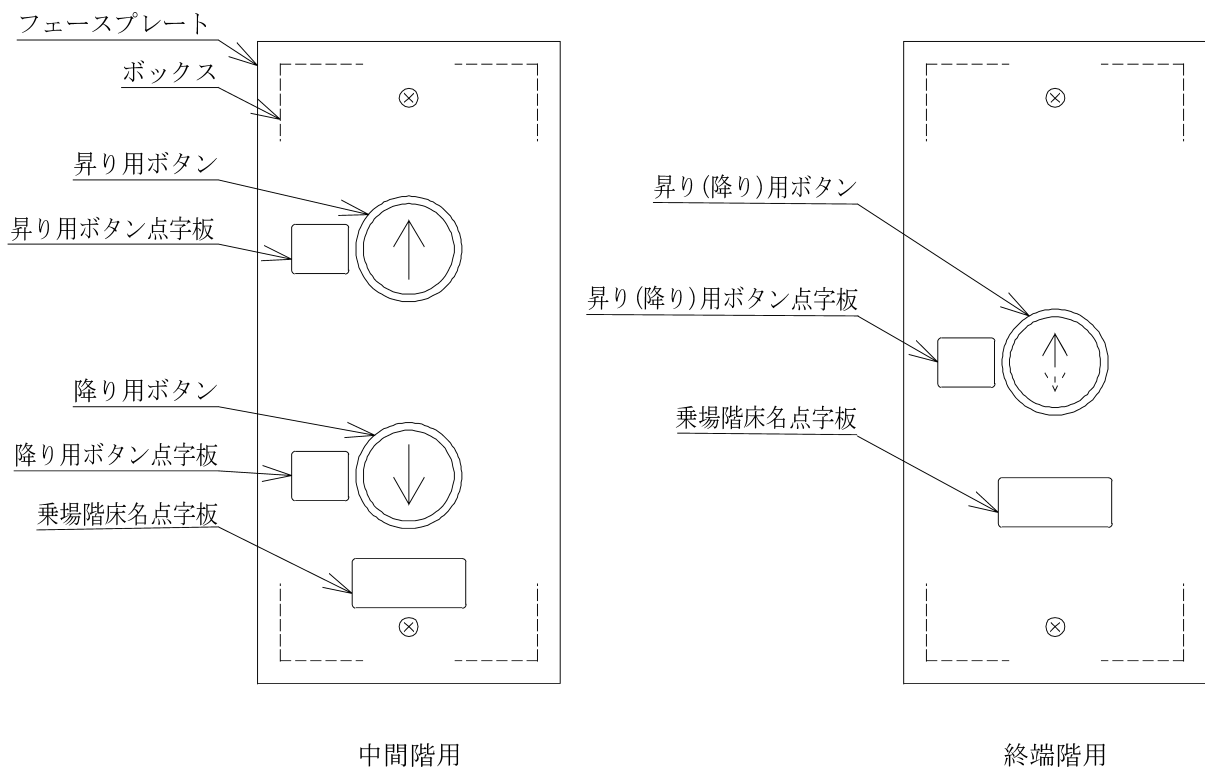


図3. 乗場ボタンの一例

2. 2 かが内設備

(1) かが内操作盤

一般乗客用の操作盤と兼用し、行先、戸閉、戸開、インターホン呼びの各ボタンに近接して、それぞれの点字標示を設ける。なお、各ボタンは押しボタンとし、静電式タッチボタン等ストロークのないボタンの使用は不可とする。なお、階床ボタンの階床名を浮き彫りにする等、触覚で階床がわかるようにした場合は点字表示を設けなくてもよい。また、ボタンを押し、呼びが登録されたとき音を発する発音ボタンすることが望ましい。

(2) 乗降者検出装置

かごの出入口部には機械式セーフティシューを設ける他に、乗客の安全を図るために、光電式、静電式または超音波式等のいずれかの戸閉を制御する装置を設ける。

【解説】

(1) かご内操作盤

各ボタンはストロークのある押しボタンとする。静電式タッチボタン等ストロークのないボタンは誤って登録する可能性が高いので不可とする。

図4の例に示す点字標示を取り付ける。

点字標示の取付位置は、原則として押しボタンの左側とする。また、左側に取付が出来ない時は押しボタンの上側に取付けることが望ましい。

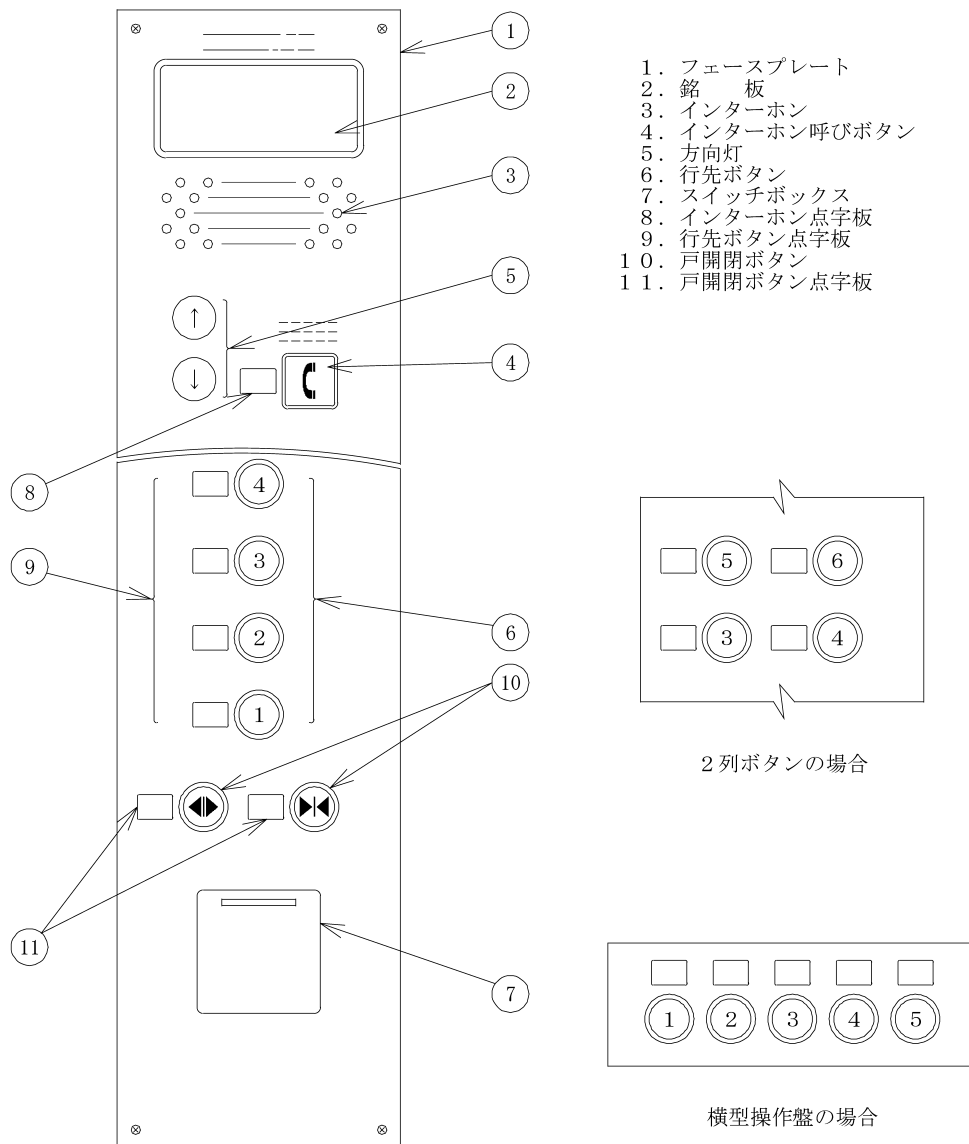


図4. かご操作盤の一例

(2) 乗降者検出装置

非常用エレベーターを兼用する場合は「J E A S - A 5 0 5 非常用エレベーターの使用機器仕様に関する標準」に基づき非常運転時には不感とする。(ただし、セーフティシューは呼び戻し運転中も有効)

2. 3 待客・乗客への報知

(1) 乗場の待客への報知

エレベーターが到着したときに待客へ運転方向を音声で知らせる。

(2) かが内乗客への報知

1) 戸閉の警告

戸が閉まり始める前に、音声により戸が閉まることを知らせる。

ただし、戸閉ボタンを操作したときは音声による案内を省略することができる。

2) 到着階床名の報知

エレベーターが到着する前に、その階床名を音声により知らせる。

【解説】

(1) 乗場の待客への報知

かがおよび乗場の戸が開いたときに、かごの運転方向を音声により乗場の待客が容易に聞き取れる音量で案内する。

(2) かが内乗客への報知

1) 戸閉の警告

音声にて戸閉を報知する。

戸閉の報知は戸閉動作を開始する前に行う。戸閉時にかごに設けた乗降者検出装置が乗降者を検出し戸が反転して戸開した場合も、再度報知する。ただし、戸閉ボタンが押された場合は、乗客が戸閉を促進するために行った行為と判断できる故、報知を省略して戸閉を開始することを可とする。

2) 到着階床名の報知

到着階床名の報知は、障害者が余裕をもって降りることができるようエレベーターが到着する前に行う。

上記 1)、2) の場合で群乗合方式または群管理方式の視覚障害者兼用エレベーターにおいては、戸閉および到着階床名の報知は、乗場の専用ボタンが押された時に行う方式（一般乗場ボタンでは報知しない）でも可とする。この場合は、視覚障害者が目的階に到着するまで確実にフォローしていく必要があるため、戸閉および到着階床名の報知はエレベーターがその運転方向を変えるまで作動し続けるものとする。

2. 4 管制運転の報知

地震時管制運転、火災時管制運転、停電時管制運転等を備えたエレベーターではそれぞれの管制運転が開始されたとき、乗客に対し音声によりその旨を報知する。エレベーターが最寄り階あるいは避難階に着床した後は速やかにエレベーターより降りる旨の案内をする。

【解説】

管制運転を備えたエレベーターの場合、表示装置のみでは視覚障害者は管制運転の開始を認識することができないので、音声にて管制運転の開始を通報する装置をかが内に設ける。また、エレベーターが最寄り階あるいは避難階に着床した後は速やかにエレベーターより降りて避難する旨の案内を音声で行う。

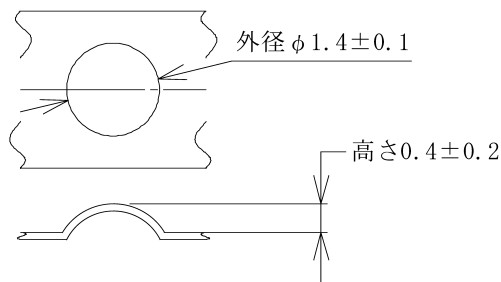
2. 5 建築側の配慮

建物内において視覚障害者を視覚障害者兼用エレベーターの乗場ボタン側へ誘導するため、各階の床に誘導・警告ブロック等を設けるなどの配慮が望ましい。

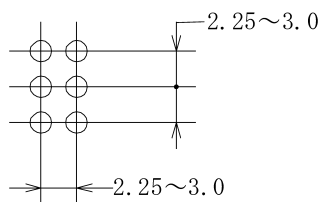
3. 点字標示法

3.1. 点字の大きさと並べ方

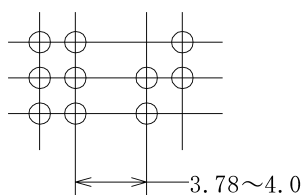
(1) 大きさ



(2) 点字の構成



(3) 点字間のピッチ



3.2. 乗場ボタン及びかご内操作盤の点字表現の例

呼称	乗場ボタン			かご内操作盤						
	昇り	降り	乗場階床名	戸開	戸閉	インターホン呼	行先ボタン			
晴眼者マーク (例)	↑	↓		◀▶	▶▶	☎	B 1	M 2	6	R
点字	ウエ	シタ	5カイ	アケ	シメ	ヒジョー	チカ 1	チュー 2	(6) 数符	オク

4. 適用時期

本標準は平成 16 年 10 月以降に工場出荷するエレベーターより適用することとするが、それ以前に出荷するものに適用してもよい。

第 4 部

条例 及び 関係法令



1 富山県民福祉条例

富山県民福祉条例（平成8年富山県条例第37号）

目次

- 第1章 総則（第1条～第8条）
- 第2章 福祉に関する施策の基本方針等（第9条～第12条）
- 第3章 福祉に関する施策の推進（第13条～第25条）
- 第4章 生活関連施設等の整備等
 - 第1節 生活関連施設の整備等（第26条～第31条）
 - 第2節 特定生活関連施設の整備等（第32条～第40条）
 - 第3節 住宅及び公共車両等の整備（第41条、第42条）
- 第5章 財政措置等（第43条～第46条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、福祉に関する施策について、基本理念を定め、並びに県、市町村及び事業者の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、福祉に関する施策の基本となる事項及び生活関連施設等の整備に関し必要な事項を定めることにより、福祉に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もってすべての県民が幸せに生きる福祉社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者、障害者等 高齢者、障害者その他の者で日常生活又は社会生活に身体等の機能上の制限を受けるものをいう。
- (2) 生活関連施設 病院、劇場、百貨店、ホテル、飲食店、公共交通機関の施設、道路、公園その他の多数の者の利用に供する施設で規則で定めるものをいう。
- (3) 公共車両等 鉄道の車両、自動車その他の旅客の運送の用に供する機器で規則で定めるものをいう。

（基本理念）

第3条 福祉に関する施策は、次に掲げる社会が構築されることを基本理念として、行われなければならない。

- (1) すべての県民が個人として尊重される社会
- (2) すべての県民が互いに支え合い共に生きる社会
- (3) すべての県民が健やかで安全かつ快適な生活を営むことができる豊かな社会

(4) すべての県民が等しく社会的活動に参加することができる公正で活力ある社会

(県の責務)

第4条 県は、前条の基本理念にのっとり、福祉に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、市町村との連携に努めるとともに、市町村が推進する福祉に関する施策について、市町村相互の連携が図られるように努めるものとする。

3 県は、自ら設置し、又は管理する施設で県民の利用に供するものについて、高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう整備を進めるものとする。

(市町村の責務)

第5条 市町村は、県が推進する福祉に関する施策に協力しつつ、当該市町村の実情に応じて、福祉に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市町村は、自ら設置し、又は管理する施設で住民の利用に供するものについて、高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう整備を進めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、自らの事業活動が地域社会と密接な関係にあることを認識し、県及び市町村が実施する福祉に関する施策に協力するものとする。

2 事業者は、自ら設置し、又は管理する施設について、高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう整備に努めるものとする。

(県民の役割)

第7条 県民は、自ら進んで、生涯にわたって健やかで充実した生活を営むことができるように努めるとともに、高齢者、障害者等に対する理解を深め、互いに支え合い共に生きる地域社会の形成に努めるものとする。

2 県民は、県及び市町村が実施する福祉に関する施策に協力するものとする。

(推進体制の整備)

第8条 県は、市町村、事業者及び県民と連携して福祉に関する施策を推進する体制を整備するものとする。

第2章 福祉に関する施策の基本方針等

(施策の基本方針)

第9条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、福祉に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

(1) 県民が福祉に対する理解を深め、積極的に福祉活動に参加することができるよう県民の意識の高揚及び福祉を担う人材の養成を図ること。

(2) 福祉に関する県民の需要に的確に対応することができるよう福祉サービスの提供体制の整備を図ること。

(3) 県民が積極的に社会的活動に参加することができるよう参加の機会の確保、生活関連

施設の整備その他の社会環境の整備を図ること。

(施策の実施に当たっての配慮事項)

第10条 県は、福祉に関する施策の実施に当たっては、次に掲げる事項の確保に配慮するものとする。

- (1) 福祉サービスがその利用者の需要に即して提供されること。
- (2) 保健、医療、教育、文化等に関する施策との有機的な連携により、福祉サービスの利用者の生活の質の向上が図られること。

(基本計画の策定)

第11条 知事は、福祉に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、福祉に関する施策の基本となる計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 福祉に関する基本的かつ総合的な施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、福祉に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、富山県社会福祉審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(個別計画の策定)

第12条 知事は、基本計画に基づき、高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉等に関する施策を推進するための計画をそれぞれ定めるものとする。

第3章 福祉に関する施策の推進

(県民の意識の高揚)

第13条 県は、福祉に対する県民の理解を深めるとともに県民の自主的な福祉活動への参加の意欲が増進されるように、福祉に関する学習の機会の充実、啓発活動の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(福祉人材の養成等)

第14条 県は、福祉に関する知識又は介護等の技能を有する者の養成及び確保並びに資質の向上を図るため、養成施設の整備の促進、研修の機会の充実、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(ボランティア活動の支援)

第15条 県は、県民が行う福祉に関するボランティア活動を支援するため、活動基盤の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(多様な福祉サービスの提供体制の整備等)

第16条 県は、福祉に関する県民の多様な需要に的確に対応するため、保健、医療及び福祉に関する施策を有機的に連携し、並びに福祉サービスを提供する事業者との連携を図るこ

とにより、福祉サービスが総合的に提供される体制の整備に努めるものとする。

- 2 県は、福祉サービスを提供する事業者に対し、その事業が適切に行われるよう情報の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の整備)

第 17 条 県は、福祉に関する県民の相談に適切に対応することができるよう相談体制の整備に努めるものとする。

- 2 県は、市町村が福祉に関する住民の相談に適切に対応することができるよう助言、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(情報の提供等)

第 18 条 県は、福祉に関する情報を県民に対し適切に提供するよう努めるものとする。

- 2 県は、高齢者、障害者等が円滑に情報を利用し、及びその意思を表示することに資するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

- 3 電気通信又は放送の役務の提供を行う事業者は、その役務の提供に当たっては、高齢者、障害者等の利用の便宜を図るよう努めるものとする。

(健康の保持増進及び介護の支援等)

第 19 条 県は、県民が自ら健康の保持及び増進に努めることができるよう必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、介護を必要とする高齢者、障害者等が適切な保健医療サービス及び福祉サービスが受けられるようにするため、居宅における介護の支援体制及び福祉施設の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(児童の育成)

第 20 条 県は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ、育つようにするため、母性の保護、子育てへの支援、児童の健全な育成を図る環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(障害者教育の充実)

第 21 条 県は、障害者とその年齢、能力並びに障害の種別及び程度に応じ、十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(就労の機会の確保)

第 22 条 県は、高齢者及び障害者とその意欲と能力に応じて就労する機会が確保されるよう職業能力の開発その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 事業者は、高齢者及び障害者の雇用の機会の確保を図るよう努めるとともに、その雇用する高齢者及び障害者に係る職場環境の整備に努めるものとする。

(文化活動等の機会の確保等)

第 23 条 県は、高齢者及び障害者が生きがいを持って生活を営むことに資するため、文化、スポーツ等に関する活動への参加の機会の確保、生涯学習の機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(安全な生活の確保)

第24条 県は、高齢者、障害者等が安全に生活を営むことができるようにするため、防犯、防災、交通安全の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(福祉に関する産業の振興等)

第25条 県は、福祉サービスの提供、福祉用具等の供給その他的高齢者、障害者等の日常生活又は社会生活における利便の増進に資する産業の振興に努めるものとする。

2 県は、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる住宅、福祉用具等に関する研究及び技術開発を推進し、並びにそれらの成果を普及するため、必要な施策を講ずるように努めるものとする。

第4章 生活関連施設等の整備等

第1節 生活関連施設の整備等

(整備基準)

第26条 知事は、生活関連施設における出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、駐車場その他の部分で多数の者の利用に供するものの構造及び設備の整備に関し、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために必要な基準（以下「整備基準」という。）を規則で定めるものとする。

(整備基準の遵守)

第27条 生活関連施設の新築、新設、増築、改築又は用途変更（施設の用途を変更して生活関連施設とする場合を含む。以下「新築等」という。）をしようとする者は、整備基準を遵守しなければならない。ただし、整備基準を遵守する場合と同等以上に円滑に利用することができる場合又は構造、地形若しくは敷地の状況等により整備基準を遵守することが困難である場合は、この限りでない。

(既存生活関連施設の整備)

第28条 この章の規定の施行の際現に存する生活関連施設（現に新築等の工事中のものを含む。）を設置し、又は管理する者は、当該生活関連施設について、整備基準への適合状況の把握に努めるとともに、整備基準に適合させるために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(維持保全)

第29条 生活関連施設を設置し、又は管理する者（以下「生活関連施設の設置者等」という。）は、当該生活関連施設を整備基準に適合させたときは、当該適合させた部分の機能を維持するように努めなければならない。

(適合証の交付)

第30条 生活関連施設の設置者等は、当該生活関連施設を整備基準に適合させているときは、知事に対し、当該生活関連施設が整備基準に適合していることを証する証票（次項において「適合証」という。）の交付を請求することができる。

2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、当該生活関連施設が整備基準に

適合していると認めるときは、当該生活関連施設の設置者等に対し、適合証を交付するものとする。

(介助等の措置)

第 31 条 生活関連施設の設置者等は、高齢者、障害者等が当該生活関連施設を円滑に利用できるようにするため、第 27 条から第 29 条までに規定するもののほか、介助その他の必要な措置を講ずるように努めなければならない。

第 2 節 特定生活関連施設の整備等

(特定生活関連施設の新築等の届出)

第 32 条 生活関連施設で規則で定める種類及び規模のもの（以下「特定生活関連施設」という。）の新築等をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

2 特定生活関連施設の新築等をしようとする者が、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 14 条第 1 項の規定により同項に規定する建築物移動等円滑化基準（以下この項において「建築物移動等円滑化基準」という。）に当該特定生活関連施設を適合させなければならない場合において、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項（同法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請書の提出をしたときは、前項の規定による届出をしたものとみなす。ただし、当該特定生活関連施設の新築等をしようとする者が遵守しなければならない整備基準に、当該特定生活関連施設を適合させなければならない建築物移動等円滑化基準として定められていない基準があるときは、この限りでない。

3 第 1 項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(指導及び助言)

第 33 条 知事は、前条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る特定生活関連施設が整備基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

(工事完了の届出)

第 34 条 第 32 条の規定による届出をした者は、当該届出に係る工事を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(完了検査)

第 35 条 知事は、前条の規定による届出があったときは、当該届出に係る特定生活関連施設の整備基準への適合状況について検査を行うものとする。

(勧告)

第 36 条 知事は、第 32 条の規定による届出を行わずに特定生活関連施設の新築等の工事に着手した者に対し、当該届出を行うよう勧告することができる。

2 知事は、第 32 条の規定による届出を行った者が当該届出に係る工事を行った場合において、当該工事が届出の内容と異なり、かつ、当該届出に係る特定生活関連施設が整備基準に適合しないときは、当該届出を行った者に対し、当該届出の内容に基づく工事を行うことその他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

3 知事は、第 33 条の規定による指導又は助言を受けた者が当該指導又は助言に係る工事を行った場合において、正当な理由がなくて当該指導又は助言に従わず、かつ、当該指導又は助言に係る特定生活関連施設が整備基準に適合しないときは、当該指導又は助言を受けた者に対し、当該指導又は助言の内容に従うことその他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(公表)

第 37 条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくて当該勧告に従わないときは、当該勧告を受けた者の氏名、当該勧告の内容その他の規則で定める事項を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(既存特定生活関連施設の整備)

第 38 条 知事は、この章の規定の施行の際現に存する特定生活関連施設（現に新築等の工事中のものを含む。）が整備基準に適合していない場合において、特に整備の必要があると認めるときは、当該特定生活関連施設を設置し、又は管理する者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

(報告及び立入調査)

第 39 条 知事は、第 33 条及び第 35 条から前条までの規定の施行に必要な限度において、特定生活関連施設の新築等をしようとする者又は特定生活関連施設を設置し、若しくは管理する者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、特定生活関連施設若しくは特定生活関連施設の工事現場に立ち入り、整備基準への適合状況を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(国等に関する特例)

第 40 条 国、地方公共団体その他規則で定める者（次項において「国等」という。）については、第 32 条から前条までの規定は、適用しない。

2 知事は、国等に対し、特定生活関連施設の整備基準への適合状況その他必要と認める事項について報告を求めることができる。

第 3 節 住宅及び公共車両等の整備

(住宅の整備)

第 41 条 県民は、その所有する住宅について、居住する者の身体の機能の状況及び高齢化等に対応し、円滑に利用できるよう整備に努めるものとする。

2 住宅を供給する事業者は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるように整備された住宅の供給に努めるものとする。

(公共車両等の整備)

第 42 条 公共車両等を所有し、又は管理する者は、当該公共車両等を高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするため、整備その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第 5 章 財政措置等

(財政上の措置)

第 43 条 県は、福祉に関する施策を推進するため、必要な基金の設置その他の財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

(市町村及び社会福祉法人等に対する援助)

第 44 条 県は、市町村が推進する福祉に関する施策に関し必要な助言、助成その他の援助を行うことができる。

2 県は、社会福祉法人等が行う福祉に関する事業活動に関し必要な助言、助成その他の援助を行うことができる。

(顕彰)

第 45 条 知事は、高齢者、障害者等の福祉の増進に関し功績のあった者又は優良な事例の顕彰に努めるものとする。

(規則への委任)

第 46 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 4 章の規定は、規則で定める日から施行する。

附 則(平成 16 年条例第 16 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

2 略

附 則(平成 18 年条例第 57 号)

この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成 18 年 12 月 20 日)

2 富山県民福祉条例の一部の施行期日を定める規則

富山県民福祉条例の一部の施行期日を定める規則（平成9年富山県規則第53号）

富山県民福祉条例（平成8年富山県条例第37号）附則ただし書に規定する規定の施行期日は、平成10年4月1日とする。

3 富山県民福祉条例施行規則

富山県民福祉条例施行規則（平成9年富山県規則第54号）

（趣旨）

第1条 この規則は、富山県民福祉条例（平成8年富山県条例第37号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（生活関連施設）

第2条 条例第2条第2号に規定する規則で定める生活関連施設は、別表第1の生活関連施設の欄に掲げる施設とする。

（公共車両等）

第3条 条例第2条第3号に規定する規則で定める公共車両等は、別表第2に掲げる公共車両等とする。

（整備基準）

第4条 条例第26条に規定する規則で定める整備基準は、別表第3のとおりとする。

（適合証の交付）

第5条 条例第30条第1項の適合証の様式は、知事が別に定める。

2 条例第30条第1項の規定による請求は、適合証交付請求書（様式第1号）により行うものとする。

3 前項の適合証交付請求書には、別表第1の区分の欄に掲げる施設の区分に応じ、次に掲げる書類及び図書を添付するものとする。ただし、条例第32条第1項又は第3項の規定による届出をした者（同条第2項の規定により同条第1項の規定による届出をしたものとみなされる者を含む。）については、この限りでない。

(1) 生活関連施設整備項目表（様式第2号及び様式第3号から様式第5号まで）

(2) 別表第4に定める図書

（特定生活関連施設）

第6条 条例第32条第1項の特定生活関連施設は、別表第1の生活関連施設の欄に掲げる施設のうち、その規模等が同表の特定生活関連施設の規模等の欄に該当するものとする。

（特定生活関連施設の新築等の届出）

第7条 条例第32条第1項及び第2項の規定による届出は、特定生活関連施設の新築等又は届出事項の変更後の工事に着手する日の30日前までに、特定生活関連施設新築等（変更）届出書（様式第6号）により行うものとする。

2 前項の特定生活関連施設新築等（変更）届出書には、別表第1の区分の欄に掲げる施設の区分に応じ、次に掲げる書類及び図書を添付するものとする。

(1) 生活関連施設整備項目表（様式第2号及び様式第3号から様式第5号まで）

(2) 別表第4に定める図書

3 条例第32条第2項ただし書に該当する場合における同条第1項及び第3項の規定による届出は、第1項の規定にかかわらず、特定生活関連施設の新築等又は届出事項の変更後の工事に着手する日の30日前までに、特定生活関連施設新築等（変更）届出書（様式第6号の2）により行うものとする。

4 前項の特定生活関連施設新築等（変更）届出書には、次に掲げる書類及び図書を添付するものとする。

(1) 生活関連施設整備項目表（様式第2号の2）

(2) 別表第4の建築物の項に定める図書

（軽微な変更）

第8条 条例第32条第3項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 整備基準の適用の変更を伴わない変更

(2) 工事着手予定年月日又は工事完了予定年月日の変更

（工事完了の届出）

第9条 条例第34条の規定による届出は、特定生活関連施設工事完了届出書（様式第7号）

により行うものとする。

（公表）

第10条 条例第37条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 勧告を受けた者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

(2) 勧告を受けた者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

(3) 勧告の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

（意見陳述の機会の付与の方式）

第11条 条例第37条第2項の規定による意見を述べる機会（以下「意見陳述の機会」という。）の付与の方法は、知事が口頭であることを認めたときを除き、意見を記載した書面（以下「意見書」という。）を提出して行うものとする。

2 意見を述べるときは、証拠書類等を提出することができる。

3 知事は、勧告を受けた者に対し意見陳述の機会を与えるときは、意見書の提出期限（口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間をおいて、当該勧告を受けたものに対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 予定される公表の内容及び根拠となる条例又は規則の条項

(2) 公表の原因となる事実

(3) 意見書の提出先及び提出期限（口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

4 知事は、前項の通知を受けた者又はその代理人が正当な理由なく意見書の提出期限内に意見書を提出せず、又は口頭による意見陳述をしなかったときは、条例第 37 条第 1 項の規定による公表をすることができる。

(適合状況の報告)

第 12 条 条例第 39 条第 1 項の報告は、特定生活関連施設適合状況報告書（様式第 8 号）により行うものとする。

2 前項の特定生活関連施設適合状況報告書には、必要に応じ、別表第 1 の区分の欄に掲げる施設の区分に応じ、次に掲げる書類及び図書を添付するものとする。

(1) 生活関連施設整備項目表（様式第 2 号から様式第 5 号まで）

(2) 別表第 4 に定める図書

(身分証明書)

第 13 条 条例第 39 条第 2 項の身分を示す証明書は、様式第 9 号によるものとする。

(国等)

第 14 条 条例第 40 条第 1 項の規則で定める者は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 18 条の規定の適用について、法令の規定により国又は地方公共団体とみなされる法人とする。

(書類の経由等)

第 15 条 条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、当該生活関連施設の所在する市町村の長を経由しなければならない。

2 前項の書類の部数は、第 7 条及び第 9 条に規定する書類にあつては正本及び副本各 1 通、その他の書類にあつては 1 通とする。

(事務の委任)

第 16 条 地方自治法(昭和 27 年法律第 67 号)第 153 条第 2 項の規定に基づき、条例第 4 章の規定により知事の権限に属する事務(条例第 2 条に規定する生活関連施設のうち、公共交通機関の施設、道路及び公園に係る事務を除く。)を富山市長及び高岡市長に委任する。

附 則

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年規則第 4 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年規則第 37 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年規則第 65 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年規則第 107 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年規則第 10 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年規則第 36 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の富山県民福祉条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成 19 年規則第 45 号)

この規則は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年規則第 39 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。ただし、別表第 3 の 1 の表の 8 の項(4)の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成 20 年 10 月 1 日から同月 30 日までの間に公共用歩廊の新築等(富山県民福祉条例(平成 8 年富山県条例第 37 号)第 27 条に規定する新築等をいう。)に着手する者についての富山県民福祉条例施行規則第 7 条第 1 項及び第 3 項の規定の適用については、これらの規定中「着手する日の 30 日前」とあるのは、「着手する前」とする。

別表第1 (第2条、第5条、第6条、第7条、第12条関係)

区分	生活関連施設	特定生活関連施設の規模等
建築物	1 学校	すべてのもの
	2 病院又は診療所	患者の入院施設を有するもの
	3 劇場、観覧場、映画館又は演芸場	用途面積が 1,000 平方メートルを超えるもの
	4 集会場又は公会堂	すべてのもの
	5 展示場	用途面積が 1,000 平方メートルを超えるもの
	6 卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	用途面積が 500 平方メートルを超えるもの
	7 ホテル又は旅館	用途面積が 1,000 平方メートルを超えるもの
	8 事務所 (23 に掲げる事務又は事業の用に供するものを除く。)	用途面積が 3,000 平方メートルを超えるもの
	9 共同住宅、寄宿舍又は下宿	1 棟につき 50 戸 (寄宿舍及び下宿にあっては、50 室) を超えるもの
	10 社会福祉施設その他これに類するもの	すべてのもの
	11 体育館、水泳場、ボーリング場、遊技場その他これらに類するもの	用途面積が 1,000 平方メートルを超えるもの
	12 博物館、美術館又は図書室	すべてのもの
	13 公衆浴場	用途面積が 1,000 平方メートルを超えるもの
	14 飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	用途面積が 300 平方メートルを超えるもの
	15 理髪店、美容院、クリーニング、取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	用途面積が 300 平方メートルを超えるもの
	16 自動車教習所	用途面積が 1,000 平方メートルを超えるもの
	17 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	用途面積が 300 平方メートルを超えるもの
	18 工場	用途面積が 3,000 平方メートルを超えるもの
	19 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	すべてのもの

	20 自動車の停留又は駐車のための施設	用途面積が 1,000 平方メートルを超えるもの
	21 公衆便所	すべてのもの
	22 公共用歩廊	すべてのもの
	23 国、地方公共団体若しくは第 14 条に規定する者の事務若しくは事業の用に供するもの又は一般ガス事業者、一般電気事業者若しくは認定電気通信事業者（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 120 条第 1 項に規定する認定電気通信事業者をいう。）の店舗	すべてのもの
	24 地下街	すべてのもの
	25 1 から 7 まで、10 から 17 まで及び 19 から 23 までに掲げるものの複合施設	用途面積が 1,000 平方メートルを超えるもの
公共交通機関の施設	次に掲げる施設で建築物以外の部分 (1) 鉄道の駅 (2) 軌道の停留所 (3) 港湾旅客施設 (4) 空港旅客施設	すべてのもの
道路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路	すべてのもの
公園	(1) 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条第 1 項に規定する都市公園 (2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 40 条に掲げる児童遊園 (3) 遊園地、動物園及び植物園	すべてのもの

備考 用途面積とは、当該用途に供する部分の床面積の合計をいい、増築、改築又は用途変更の場合にあつては当該増築、改築又は用途変更に係る部分をいう。

別表第 2（第 3 条関係）

区分	公共車両等
鉄道等	(1) 鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）による鉄道事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両 (2) 軌道法（大正 10 年法律第 76 号）による軌道経営者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両
自動車	道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号イの一般乗合旅客自動車運送事業又は同号ハの一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車
船舶	海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）第 2 条第 5 項に規定する一般旅客定期航路事業の用に供する旅客船

別表第3（第4条関係）

1 建築物に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 経路	<p>(1) 次のアからウまでに掲げる場合には、それぞれ当該アからウまでに定める経路のうち1以上（エに掲げる場合にあっては、そのすべて）を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「移動等円滑化経路」という。）とすること。</p> <p>ア 建築物に、多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室（直接地上へ通ずる出入口のある階（以下この項において「地上階」という。）又はその直上階若しくは直下階のみに居室がある建築物にあっては、地上階にあるものに限る。以下「利用居室」という。）を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該利用居室までの経路</p> <p>イ 建築物又はその敷地に車いす使用者用便房（車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。））、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた者等だれでもが円滑に利用することができるよう十分な空間が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房をいう。以下同じ。）（6の項に定める構造の客室及び寝室に設けられるものを除く。以下この項において同じ。）を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。）から当該車いす使用者用便房までの経路</p> <p>ウ 建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設（車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設をいう。以下同じ。）を設ける場合 当該車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路</p> <p>エ 建築物が公共用歩廊である場合 その一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路（当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。）</p> <p>(2) 移動等円滑化経路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 当該移動等円滑化経路上に階段（その踊場を含む。以下同じ。）又は段を設けないこと（別表第1の建築物の項の1、8、9及び16から18までに掲げる生活関連施設（特別支援学校を除く。）（以下「除外施設」という。）並びに床面積の合計が2,000平方メートル未満の生活関連施設を除く。）。ただし、傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。</p> <p>イ 当該移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>ウ 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等（廊下その他これに類するものをいう。以下同じ。）は、2の項に定める構造とするほか、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること（別表第1の建築物の項の8、9及び18に掲げる生活関連施設を除く。）。</p>

	<p>(ウ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>エ 当該移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、4の項に定める構造とするほか、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 幅は、階段に代わるものにあつては 120 センチメートル以上、階段に併設するものにあつては 90 センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 勾配は、12 分の 1 を超えないこと。ただし、高さが 16 センチメートル以下のものにあつては、8 分の 1 を超えないこと。</p> <p>(ウ) 高さが 75 センチメートルを超えるものにあつては、高さ 75 センチメートル以内ごとに踏幅が 150 センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>オ 当該移動等円滑化経路を構成するエレベーター（カに規定するものを除く。以下このオにおいて同じ。）及びその乗降ロビーは、次に定める構造とすること（除外施設及び床面積の合計が 2,000 平方メートル未満の生活関連施設を除く。）。</p> <p>(ア) かご（人を乗せ昇降する部分をいう。以下このオにおいて同じ。）は、利用居室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。</p> <p>(イ) かご及び昇降路の出入口の幅は、80 センチメートル以上とすること。</p> <p>(ウ) かごの幅は、140 センチメートル以上とすること。</p> <p>(エ) かごの奥行きは、135 センチメートル以上とすること。</p> <p>(オ) かごは、車いすの転回に支障がない構造とすること。</p> <p>(カ) 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150 センチメートル以上とすること。</p> <p>(キ) かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</p> <p>(ク) かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>(ケ) 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。</p> <p>(コ) かご内には、かご及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。</p> <p>(サ) かご内には、手すりを設けること。</p> <p>(シ) 多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあつては、(ア)から(サ)までに定めるもののほか、次に定める構造とすること。ただし、エレベーター及び乗降ロビーが主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合は、この限りでない。</p> <p>a かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>b かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、次のいずれかの方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。</p> <p>(a) 点字</p>
--	---

	<p>(b) 文字等の浮き彫り</p> <p>(c) 音による案内</p> <p>(d) (a)から(c)までに掲げる方法に類するもの</p> <p>c かが内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>カ 当該移動等円滑化経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターは、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1413号）第1第7号に規定するものとする。</p> <p>(イ) かがの幅は、70センチメートル以上とし、かつ、奥行きは、120センチメートル以上とすること。</p> <p>(ウ) 車いす使用者がかが内で方向を変更する必要がある場合にあっては、かがの床面積が十分に確保されていること。</p> <p>キ 当該移動等円滑化経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエスカレーターは、通常の使用状態において車いすに座ったまま車いす使用者を昇降させる場合に2枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、当該運転時において、踏段の定格速度を30メートル毎分以下とし、かつ、2枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたものであること。</p> <p>ク 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、10の項に定める構造とするほか、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。</p> <p>(ウ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(エ) 傾斜路は、次に定める構造とすること。</p> <p>a 幅は、段に代わるものにあつては120センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。</p> <p>b 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。</p> <p>c 高さが75センチメートルを超えるもの（勾配が20分の1を超えるものに限る。）にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。</p>
2 廊下等	<p>利用者の用に供する廊下等は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(2) 階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分（多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるもの（以下「点状ブロック等」という。）を敷設すること（除外施設を除く。）。ただし、当該部分が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p>

	<p>ア 勾配が 20 分の 1 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合</p> <p>イ 高さが 16 センチメートルを超えず、かつ、勾配が 12 分の 1 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合</p> <p>ウ 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合</p>
3 階段	<p>利用者の用に供する階段は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 踊場を除き、手すりを設けること。</p> <p>(2) 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。</p> <p>(3) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(4) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとし、かつ、段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。</p> <p>(5) 段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること(除外施設を除く。)。ただし、当該部分が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合</p> <p>イ 段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合</p>
4 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	<p>利用者の用に供する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 勾配が 12 分の 1 を超え、又は高さが 16 センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p> <p>(2) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(3) その前後の廊下等との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>(4) 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること(除外施設を除く。)。ただし、当該部分が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 勾配が 20 分の 1 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合</p> <p>イ 高さが 16 センチメートルを超えず、かつ、勾配が 12 分の 1 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合</p> <p>ウ 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合</p> <p>エ 傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合</p>
5 便所	<p>(1) 主として高齢者、障害者等が利用する建築物若しくは床面積の合計が 2,000 平方メートル以上の建築物に利用者の用に供する便所を設ける場合又は公衆便所の新築等をする場合には、次に定める基準に適合する便所を 1 以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ</p>

	<p>1以上) 設けること。</p> <p>ア 車いす使用者用便房が設けられていること。</p> <p>イ 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房が設けられていること。</p> <p>(2) (1)の建築物以外の建築物に利用者の用に供する便所を設ける場合においては、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房が設けられた便所を1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けること。</p> <p>(3) 利用者の用に供する男子用小便器のある便所を設ける場合においては、そのうち1以上の便所に次に定める基準に適合する小便器を1以上設けること。</p> <p>ア 床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器とすること。</p> <p>イ 主として高齢者、障害者等が利用する建築物においては、当該小便器の両側に手すりが設けられていること。</p>
<p>6 客室及び寝室(以下「客室等」という。)</p>	<p>社会福祉施設等で床面積の合計が2,000平方メートル以上であるもの又はホテル若しくは旅館で床面積の合計が5,000平方メートル以上若しくは客室の総数が50以上であるものにベッドを備えた客室等を設ける場合においては、その1以上の室を次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 室内は、高齢者、障害者等が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保されていること。</p> <p>(2) 便所は、次に定める構造とすること。ただし、当該客室等が設けられている階に5の項(1)に定める構造の便所を1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設ける場合においては、この限りでない。</p> <p>ア 車いす使用者用便房が設けられていること。</p> <p>イ 車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(3) 浴室又はシャワー室(以下「浴室等」という。)は、次に定める構造とすること。ただし、当該客室等が設けられている建築物にこれと同等以上に円滑に利用できる浴室等が1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けられている場合においては、この限りでない。</p> <p>ア 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>イ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>ウ 出入口は、(2)のイに定める構造とすること。</p>

7 客席	<p>劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場又は公会堂に固定式の客席を設ける場合においては、車いす使用者が利用できる次に定める基準に適合する席を1以上設けること。</p> <p>(1) 車いす使用者用の席の幅を90センチメートル以上、奥行きを120センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 車いす使用者用の席の床は、水平であること。</p> <p>(3) 客席を有する室の1の項(2)のイの(ア)及び(イ)に定める構造の出入口から車いす使用者用の席に至る通路のうち、1以上の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 高低差がある場合には、次に定める構造の傾斜路を設けること。</p> <p>(ア) 勾配は、12分の1(傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合にあつては、8分の1)を超えないこと。</p> <p>(イ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p>
8 案内表示	<p>(1) 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、次に定めるところにより、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を設けること。</p> <p>ア 高齢者、障害者等の見やすい位置に設けること。</p> <p>イ 当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの(当該内容が日本工業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの)であること。</p> <p>(2) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備で、高齢者、障害者等が見やすく、理解しやすいよう設置場所、高さ、文字の大きさ等表示に配慮したものを設けること。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所若しくは駐車施設の配置を容易に視認でき、又は案内所を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を次のいずれかの方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。ただし、案内所を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>ア 点字</p> <p>イ 文字等の浮き彫り</p> <p>ウ 音による案内</p> <p>エ アからウまでに掲げる方法に類するもの</p> <p>(4) 次のア又はイに掲げる避難口の上部又はその直近の避難上有効な箇所に避難用の誘導灯を設ける場合においては、点滅型誘導音装置付誘導灯を設置する等視覚障害者及び聴覚障害者の誘導に配慮したものとすること。</p> <p>ア 屋内から直接地上へ通ずる出入口(附室が設けられている場合にあつては、当該附室の出入口)</p> <p>イ 直接地上へ通ずる出入口のある階又は地上に通ずる直通階段(傾斜路を含む。)の出入口(附室が設けられている場合にあつては、当該附室の出入口)</p>

<p>9 駐車場</p>	<p>(1) 利用者の用に供する駐車場には、車いす使用者用駐車施設を設けること（機械式駐車場並びに共同住宅、寄宿舎及び下宿を除く。）。</p> <p>(2) 車いす使用者用駐車施設は、次に定める基準に適合するものとする こと。 ア 1の項(1)のウに定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。 イ 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>(3) 車いす使用者用駐車施設へ通ずる出入口から車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路は、10の項(1)から(3)までに定める構造とすること。</p>
<p>10 敷地内の通路</p>	<p>利用者の用に供する敷地内の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 段を設ける場合においては、当該段は、次に定める構造とすること。 ア 手すりを設けること。 イ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとし、かつ、段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。</p> <p>(3) 通路を横断する排水溝を設ける場合においては、溝ぶたは、つえ、車いす等の使用者の通行に支障のない構造とすること。</p> <p>(4) 敷地内の通路に設けられる傾斜路は、次に定める構造とすること。 ア 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。 イ その前後の通路との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。 ウ 傾斜路は、必要に応じて、ひさしを設けるなど積雪時等の通行に支障が生じないように配慮したものとする。</p>
<p>11 案内設備までの経路</p>	<p>(1) 道等から当該案内設備までの経路（多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）は、そのうち1以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下「視覚障害者移動等円滑化経路」という。）とすること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 道等から案内設備までの経路が主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合 イ 建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が(2)のア及びイの構造である場合</p> <p>(2) 視覚障害者移動等円滑化経路は、次に定める構造とすること。 ア 当該視覚障害者移動等円滑化経路に、線状ブロック等（視覚障害</p>

	<p>者の誘導を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるものをいう。以下同じ。) 及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。</p> <p>イ 当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>(ア) 車路に近接する部分</p> <p>(イ) 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分。ただし、次に掲げる部分を除く。</p> <p>a 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接する部分</p> <p>b 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接する部分</p> <p>c 段がある部分又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等の部分</p>
備考	<p>1の項(1)のアに定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により同項(2)のクの規定によることが困難である場合における同項(1)及び(2)の規定の適用については、同項(1)のア中「道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。</p>

2 公共交通機関の施設に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 改札口	<p>改札口のうち、1以上の改札口は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(3) 視覚障害者誘導用ブロック（線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したものをいう。以下同じ。）を敷設すること。</p>
2 通路	<p>利用者の用に供する通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 段を設ける場合においては、当該段は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 手すりを設けること。</p> <p>イ 踏面の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとし、かつ、段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造とすること。</p> <p>(3) 1の項に定める構造の改札口から乗降場に至る経路のうち1以上の経路においては、通路を次に定める構造とすること。この場合において、4の項に定める構造のエレベーターが設置されるときは、当該経路は当該エレベーターの昇降路を含むものとすること。</p> <p>ア 幅は、140センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 高低差がある場合においては、(5)に定める構造の傾斜路又は車いす使用者用特殊構造昇降機（1の表の1の項(2)のカの(ア)から(ウ)までに定める構造のエレベーター又は同項(2)のキに定める構造のエスカレーターをいう。以下同じ。）を設けること。</p> <p>ウ 1の項に定める構造の改札口並びに4の項に定める構造のエレベーター及び車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。</p> <p>(4) 1の項に定める構造の改札口から乗降場に至る経路のうち1以上の経路においては、通路に視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。</p> <p>(5) 通路に設けられる傾斜路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 傾斜路は、1の表の1の項(2)のエの(ア)から(ウ)までに定める構造とすること。</p> <p>イ 傾斜路は、表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ウ 傾斜路には、手すりを設けること。</p>

	<p>エ 傾斜路(その踊場を除く。以下このエ及びオにおいて同じ。)は、その踊場及び当該傾斜路に接続する通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>オ 傾斜路の上端に近接する通路及び踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。</p>
3 階段	<p>利用者の用に供する階段は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 手すりが両側に設けられていること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付けること。</p> <p>(3) 回り段がないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 踏面の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(5) 踏面の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとし、かつ、段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造とすること。</p> <p>(6) 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p> <p>(7) 階段の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。</p>
4 エレベーター	<p>公共交通機関の施設の 1 に定める構造の改札口から乗降場に至る利用者の用に供する経路にエレベーターを設ける場合においては、1 の表の 1 の項(2)のオの(ア)から(イ)まで及び(ロ)の a から c までに定める構造のエレベーターを 1 以上設けること</p>
5 便所	<p>(1) 利用者の用に供する便所を設ける場合においては、当該便所は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別(当該区別がある場合に限る。)並びに便所の構造を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備が設けられていること。</p> <p>イ 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ウ 男子用小便器を設ける場合は、1 以上の床置き式小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが 35 センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器が設けられていること。</p> <p>エ ウの規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。</p> <p>(2) 利用者の用に供する便所を設ける場合は、そのうち 1 以上は、(1)に定める構造とするほか、次に定める構造とすること。</p>

	<p>ア 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。</p> <p>イ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。</p> <p>(3) (2)のアの便房が設けられた便所は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 出入口の幅は、80センチメートル以上であること。</p> <p>イ 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。ただし、傾斜路を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。</p> <p>エ 出入口に戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 幅は、80センチメートル以上であること。</p> <p>(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。</p> <p>オ 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。</p> <p>(4) (2)のアの便房は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>イ 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。</p> <p>ウ 腰掛便座及び手すりが設けられていること。</p> <p>エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。</p> <p>オ (3)のア、エ及びオに定める構造とすること。</p> <p>(5) (2)のイの便所は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア (3)のア、イ、エ及びオ並びに(4)のウ及びエに定める構造とすること。</p> <p>イ 出入口には、当該便所が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。</p>
6 案内表示	案内板等を設ける場合においては、主要な案内板等が高齢者、障害者等が見やすく、理解しやすいよう高さ、文字の大きさ等表示に配慮したものとすること。
7 乗降場	<p>(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 両端には、転落防止のための柵を設けること。</p> <p>(3) 縁端には、点状ブロック等を敷設すること。</p>

3 道路に関する整備基準

整備項目	整備基準
歩道	<p>歩道を設ける場合においては、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 表面は、滑りにくく、かつ、平坦なものとする。</p> <p>(2) 幅員は、200センチメートル以上とすること。</p> <p>(3) 次に掲げる部分の車道との段差は切り下げ、車いす使用者が通過する際に支障とならないものとする。</p> <p>ア 歩道の巻き込み部分</p> <p>イ 歩道が横断歩道と接する部分</p> <p>ウ 横断歩道が中央分離帯を横切る部分</p> <p>(4) 段差の切り下げ部分の勾配は、8パーセントを超えないこと。</p> <p>(5) 歩道の幅員内に排水溝を設ける場合においては、溝ぶたは、つえ、車いす等の使用者の通行に支障のない構造とすること。</p> <p>(6) 視覚障害者の歩行が多い歩道及び公共交通機関の駅等と視覚障害者の利用が多い施設等を結ぶ歩道には、必要に応じて視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>(7) 歩行者の特に多い歩道にあっては、除排雪しやすい構造とすること。</p>

4 公園に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 出入口	<p>利用者の用に供する公園の出入口のうち、1以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p>
2 園路	<p>1の項に定める構造の出入口から園内の主要な施設に至る園路のうち、1以上の園路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(2) 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>(3) 縦断勾配は、原則として4パーセントを超えないこととし、最大縦断勾配はやむを得ない場合でも8パーセントを超えないこと。</p> <p>(4) 3パーセントから4パーセントまでの縦断勾配が50メートル以上続く場合は、途中で150センチメートル以上の水平部分を設けること。</p> <p>(5) 園路を横断する排水溝を設ける場合においては、溝ぶたは、つえ、車いす等の使用者の通行に支障のない構造とすること。</p> <p>(6) 段を設ける場合においては、当該段は、1の表の3の項(1)から(4)までに定める構造に準ずるものとする。</p> <p>(7) 園路に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。</p>

	<p>ア 幅は、120センチメートル（段を併設する場合にあつては、90センチメートル）以上とすること。</p> <p>イ 縦断^{こう}勾配は、8パーセントを超えないこと。</p> <p>ウ 傾斜路には、必要に応じて手すりを設けること。</p> <p>エ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>オ 傾斜路(その踊場を除く。以下このオ及び(8)において同じ。)は、その踊場及び当該傾斜路に接続する園路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>(8) 段及び傾斜路の上端に近接する園路及び踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。</p>
3 案内表示	案内板等を設ける場合においては、2の表の6の項に定める基準によること。
4 駐車場	<p>(1) 利用者の用に供する駐車場には、車いす使用者用駐車施設を設けること。</p> <p>(2) 車いす使用者用駐車施設は、次に定める基準に適合するものとする。</p> <p>ア 車いす使用者用駐車施設へ通ずる1の項に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>イ 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 車いす使用者用駐車施設又はその付近に、車いす使用者用駐車施設の表示をすること。</p>

別表第4 添付図書（第5条、第7条、第12条関係）

区分	添付図書	明示すべき事項
建築物	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、敷地内における出入口、通路、駐車場その他の主要部分の位置及び寸法並びに敷地に接する道の位置及び幅員
	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低並びに出入口、駐車場その他の主要部分の位置及び寸法
公共交通機関の施設	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における公共交通機関の施設の位置、用途及び規模、敷地内における改札口、通路、乗降場その他の主要部分の位置及び寸法並びに敷地に接する道の位置及び幅員
	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低並びに改札口、通路、階段、昇降機、車いす使用者用便房並びに乗降場その他の主要部分の位置及び寸法
道路	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	平面図	縮尺、方位、歩道の位置及び幅員並びに整備に係る箇所的位置、寸法及び土地の高低
公園	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	平面図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、主要な出入口、園路、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、駐車場その他の主要施設の位置及び寸法並びに敷地に接する道の位置及び幅員
共通		その他知事が必要と認める図書